

# 外国人旅行者向けの消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

多額・多量の免税購入品が国外に持ち出されず、国内で横流しされる不正事案が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、資力がないため徴収できず未納となっているケースもある。

また、免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準を設けて免税販売を抑制する事業者もあり、外国人旅行者の利便性が損なわれている。そのため、本制度の抜本的な見直しがされた。

### 2.内容

●免税販売方式が見直される。免税対象物品販売時に課税で販売し、海外へ持ち出しをした外国人旅行者に消費税相当額を返金する仕組み(リファンド方式)とされる。

●免税対象物品の範囲が見直される。一般物品、消耗品の区分を廃止し、消耗品の購入限度額及び特殊包装を廃止する。

●免税店以外から海外に配送する「別送」により免税を認める取扱いを廃止する。

### 3.適用時期

2026(令和8)年11月1日以後の免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」を認める取扱いは2025(令和7)年3月31日をもって廃止する。

### 4.影響

●免税店において、レジ環境の整備・クレジットカードリーダー等の機器の導入など、設備投資が必要となる可能性がある。当該設備投資に対しての補助金の交付や税制優遇措置がとられるかについて注視が必要である。

●決算日までに持ち出し確認がされていない免税購入品に係る預かり消費税の処理について確認が必要である。

# 1. 改正の趣旨・背景

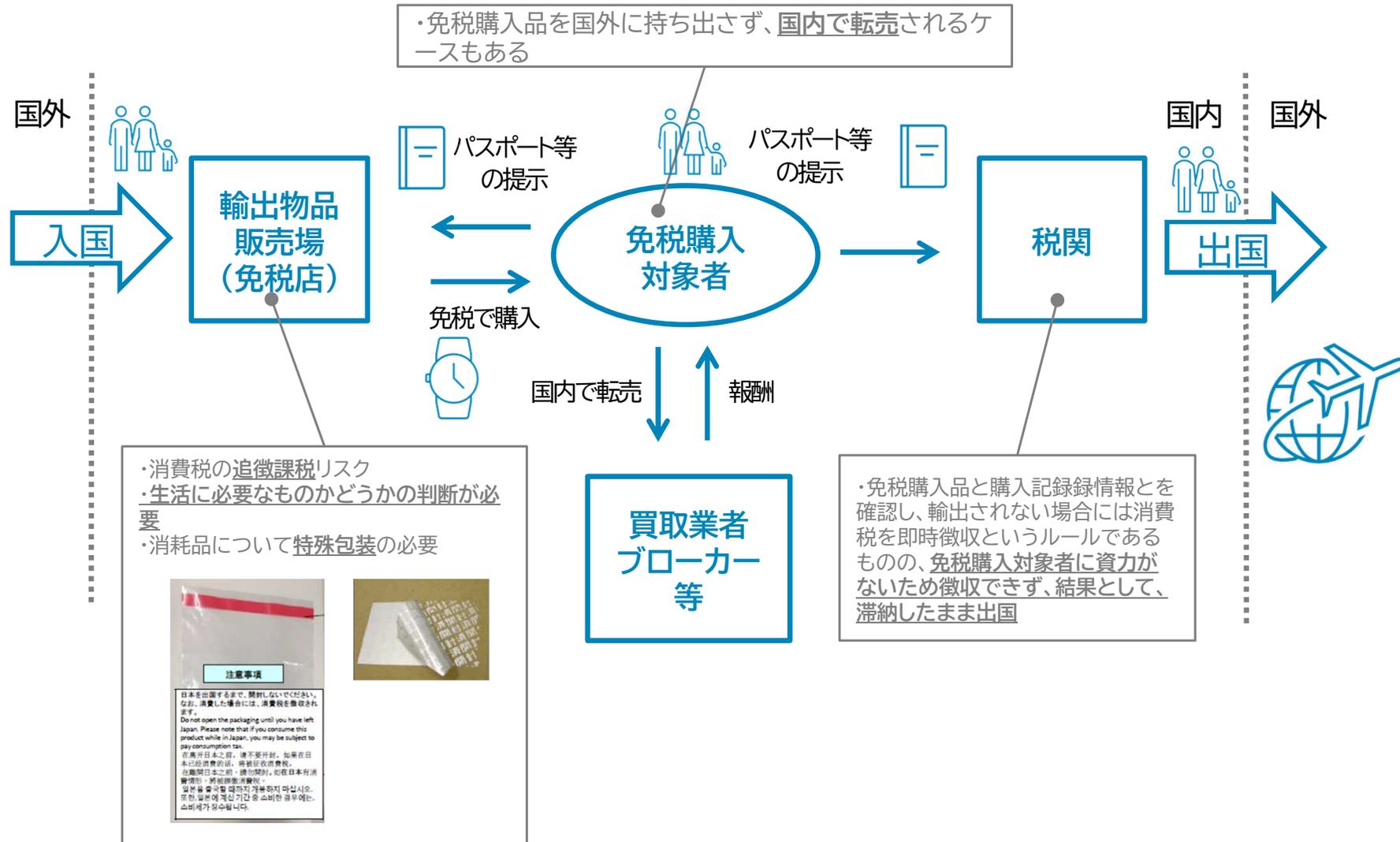
## 見直しの経緯① 過去の税制改正の状況

外国人旅行者向けの免税制度(輸出物品販売場制度)は、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等の観点から、過去の税制改正について見直しが行われてきた。

	目的	改正の概要
2014(平成26)年改正 免税対象に消耗品を追加	外国人旅行者の誘客	従来免税販売の対象となっていなかった消耗品(食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)を含めたすべての品目が新たに免税対象となった。
2016(平成28)年改正 免税下限額の引下げ等 直送制度の整備	外国人旅行者の誘客 利便性向上 手続きの簡素化	①最低購入金額の引き下げ(一般物品について、免税の対象となる最低購入金額が「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げられた。)②簡便な海外直送手続きの創設③免税手続きカウンター制度の利便性向上④購入者誓約書の電磁的記録による保存、の改正が行われた。
2018(平成30)年改正 免税手続きの電子化	利便性向上 手続きの簡素化	これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続きが見直され、これらの手続きが電子化されることとなった。
2022(令和4)年改正 免税購入対象者の見直し	不正対策	輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者(以下「免税購入対象者」といいます。)の範囲について見直された。
2023(令和5)年改正 譲受人(ブローカー等)に対する 連帯納税義務	不正対策	輸出物品販売場において免税購入された物品について、税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者(ブローカー等)に対して譲り渡した者と連帯して免除された消費税を納付する義務を課すこととした。
2024(令和6)年改正 免税対象物品の仕入税額控 除の制限	不正対策	免税購入品と知りながら当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされた。

# 1. 改正の趣旨・背景

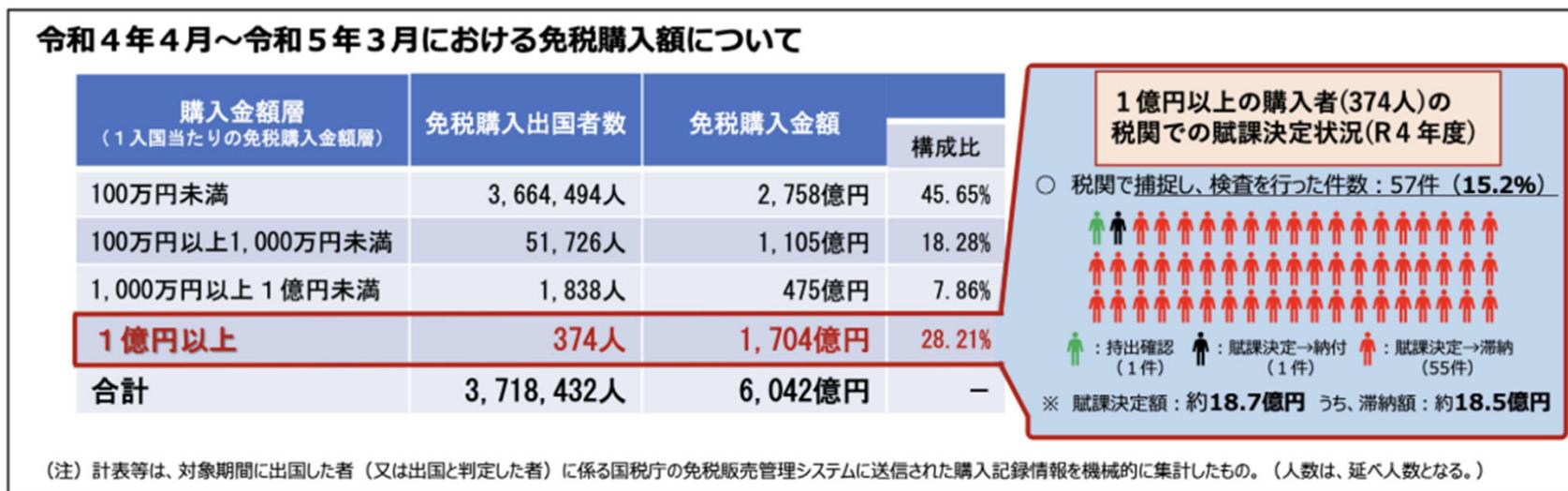
## 見直しの経緯② 改正前の問題点



# 1. 改正の趣旨・背景

## 見直しの経緯③ 免税制度の不正状況

- 免税購入対象者は、出国時に税関に旅券等を提示し検査を受けなければならないが、税関検査に立ち寄りずに出国できてしまう現状である。結果として、海外への持ち出し確認がされず、制度が不正に利用されている。
- 税関においては、航空会社との連携等により高額購入者を中心に免税購入者の捕捉に努めているが、仮に捕捉できても、税関検査を受けないことを理由に出国を止めることはできない現状である。
- 1億円以上の高額購入者のほとんどが捕捉できておらず、捕捉して賦課決定できたとしてもほぼすべてが滞納となっている。



(出典:免税制度整備推進機構ホームページ)

# 1. 改正の趣旨・背景

## 見直しの経緯④ 免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響

免税店において転売目的であることが見抜けず免税販売を行い、結果として追徴課税される事案が生じている。

疑わしい者への免税販売を避けるために、免税販売の可否判断を行う基準(※)を自主的に設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出てきている。販売機会の逸失や現場トラブルにつながっており、善良な外国人旅行者の利便性が損なわれている。

(※)購入商品の個数や購入頻度等から、免税店が自主的に設定

### 《疑わしい者への対応》

・ 毎日同じものを買っていて、転売目的？  
・ 旅券の名義とお金を支払う者が違うから怪しい？



- 販売を断れば、トラブルに発展
- 販売した場合にも、税務署に否認されるリスク

**免税店の対応**

- 税務リスク低減のため、窓口マニュアルを作成し、従業員教育を徹底  
⇒現場のトラブルは増加、従業員教育にも限界あり
- 自主基準により、免税販売を抑制  
⇒善良な旅行者の免税販売を断らざるを得ない一方で、基準を下回る水準で分割購入するなど、不正手口も巧妙化  
➔ **やむを得ず免税販売を停止する免税店も存在**

### 《善良な旅行者への影響》

・ お土産として買いたいのに関税で買えないの？  
・ 免税でなかったため、買わなかった。  
・ あっちの免税店では売ってくれたのに…



**旅行者の反応**

- 店舗によって免税購入の基準が異なりわかりづらく、トラブルにつながる
- 免税購入できず、買い物を楽しみに訪日した旅客の印象を損ねる
- ➔ **旅行者の満足度の低下**

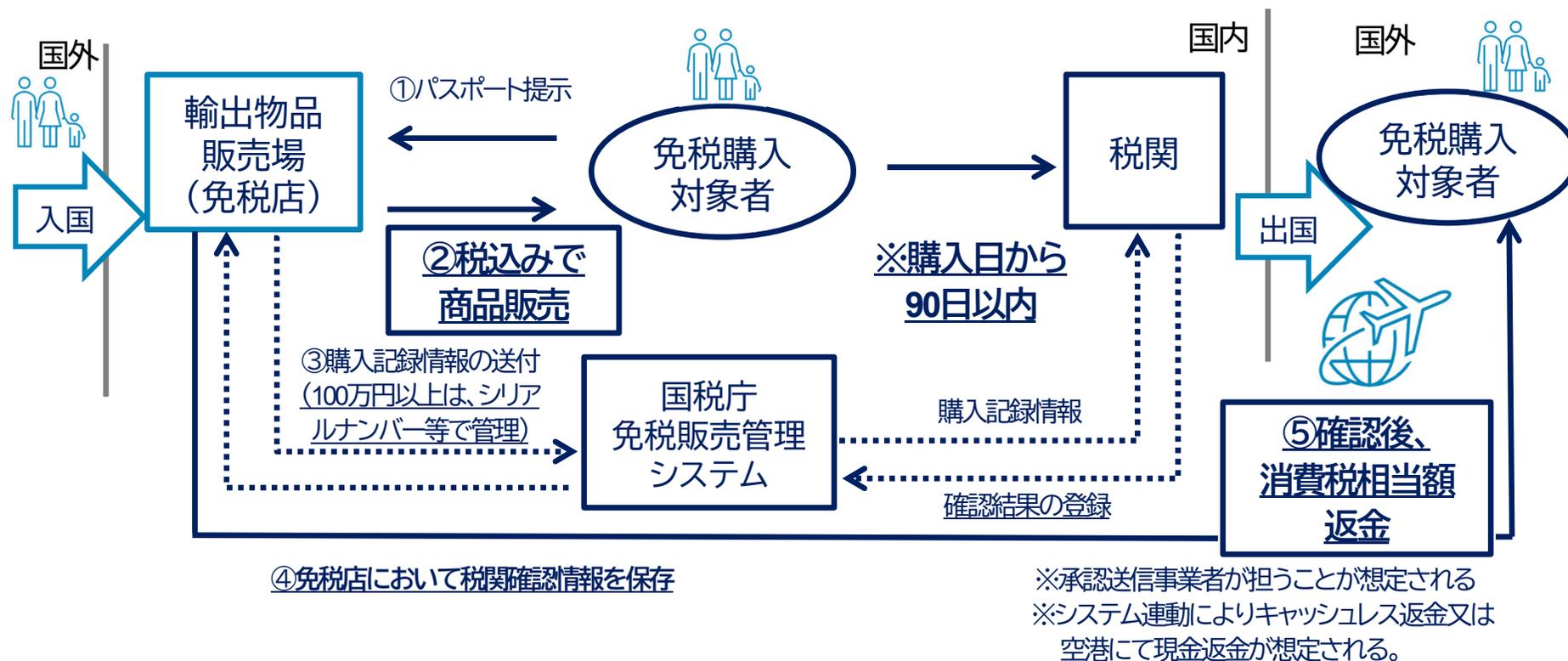
(出典:免税制度整備推進機構ホームページ)

## 2. 改正の内容

### ①免税方式の見直し

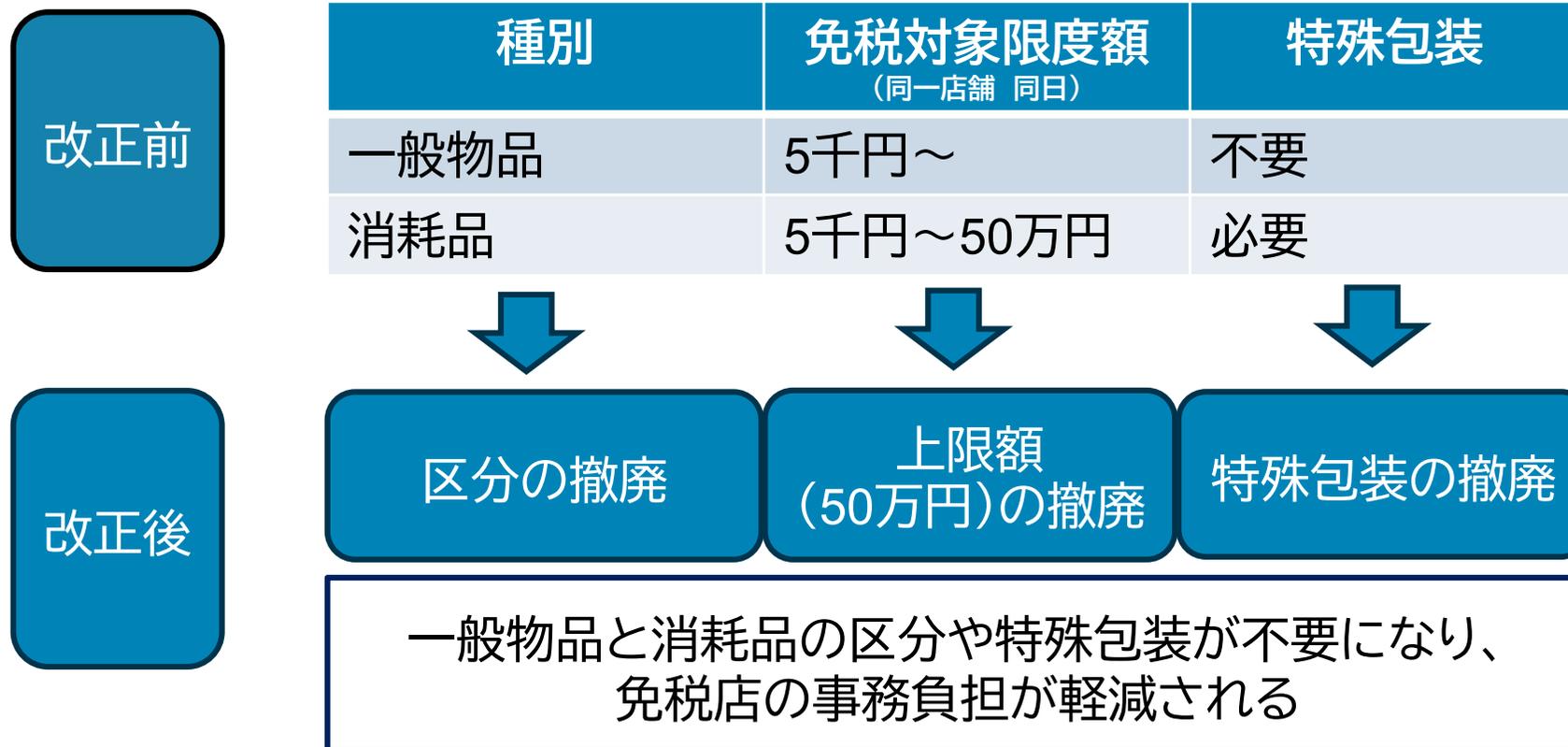
免税店が免税対象物品販売時に、外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持出しが確認された場合に、外国人旅行者にその消費税相当額を返金する仕組み(リファンド方式)とする。

### リファンド方式 ※下線は改正により変更となる部分



## 2. 改正の内容

### ②免税対象物品の範囲の見直し



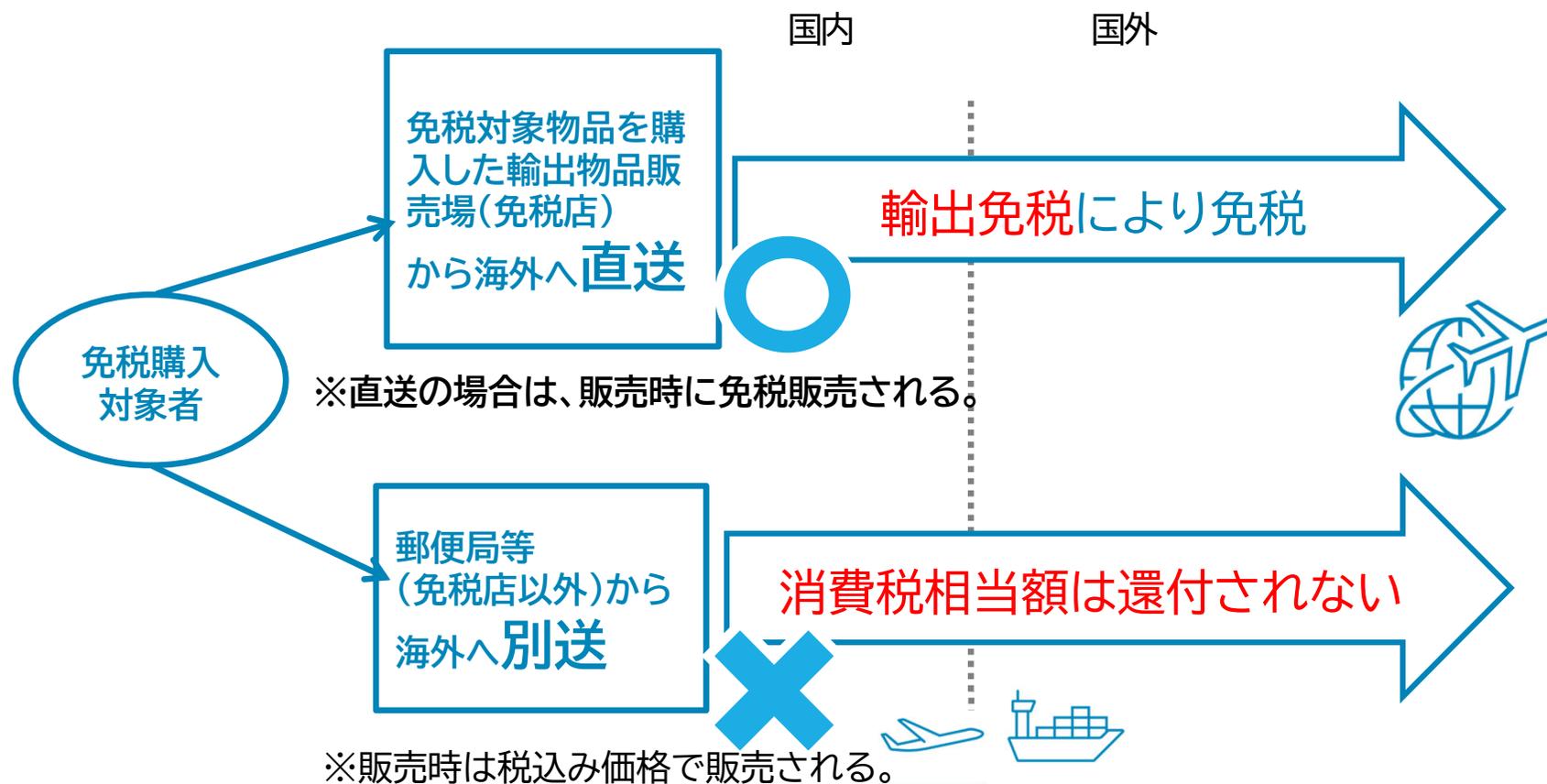
- ・改正後は、通常生活の用に供するものかどうかの免税店側の判断が不要となる。
- ・金地金等の不正目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外として個別に定める仕組みとなる。
- ・免税対象物品について、改正前は「輸出のために購入される物品で通常生活の用に供するもの」と定義づけられていたが、改正後の定義については今後法令を詳しく確認する必要がある。

## 2. 改正の内容

### ③販売手続きの見直し

外国人旅行者が購入した免税対象物品を、免税店以外から海外の自宅等へ配送(別送)することにより免税となる制度は廃止される。

ただし免税店からの直送による場合は、販売時に免税で販売され、消費税法第7条の輸出免税の制度を使って免税制度が継続される。



### 3. 適用時期

2026(令和8)年11月1日以後の免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」を認める取り扱いは2025(令和7)年3月31日をもって廃止する。

### 4. 影響

- ①免税店において、レジ環境の整備・クレジットカードリーダー等の機器の導入など、設備投資が必要となる可能性がある。当該設備投資に対しての補助金の交付や税制優遇措置が行われるのかについて注視が必要である。
- ②免税店では、免税購入品の持ち出し確認後に課税売上から免税売上への振替処理が必要になるものと想定される。決算日までに持ち出し確認がされていない場合の預かり消費税の処理について確認が必要である。

## (参考)免税購入対象者の定義について

### 免税購入対象者

免税販売の対象となる免税購入対象者は、外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者であって、一定の要件を満たす者をいい、具体的には次のとおりである。

国籍	免税購入対象者
外国籍	① 「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者 ② 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者 ③ 合衆国軍隊の構成員等
日本国籍	国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて、その者に係る領事館の在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認された者

(出典:国税庁作成「輸出品販売場制度について(令和5年4月)」より一部加工)